

業務委託契約書

株式会社TEN TO SEN（以下「甲」という）と（以下「乙」という）は、甲から乙への業務委託を行うにあたり、次の通り契約する。

第1条（業務委託契約の内容及び期間）

1. 甲は乙に次の内容の業務を委託する。

(1) 甲の業務上必要な担当個人レッスン講師として、令和8年月日より、甲の指定するレッスンを開始する。ただし、甲は業務上の必要に応じ、委託業務の内容を変更することができるものとする。

(2) 業務委託の契約期間は3ヶ月とし、甲または乙から特段の申し出が無い限り、さらに3ヶ月間委託期間を更新し、その後も同様とする。ただし、乙が本契約を終了する場合には、本契約が甲の顧客である生徒とのレッスン業務の委託であるという事情を踏まえて終了の3ヶ月前に甲に書面による事前の通知をしなければならないものとする。

(3) 前号ただし書の場合において、乙が甲の顧客である生徒に本契約の終了を告知する場合には事前に甲の許可を得なければならない。

(4) 乙は、レッスン以外に入会手続き業務、並びに月謝集金業務、生徒管理業務を行うものとする。

(5) 乙は、甲から委託された業務を善良なる管理者の注意をもって誠実に行うものとする。

第2条（業務実施場所）

乙は甲のスクール（東京都立川市錦町2丁目1-8グリーンビル4F）（東京都立川市錦町1丁目1-20波多野ビル3F）（東京都立川市錦町1丁目5-6サンパークビルB101）（東京都武蔵野市吉祥寺本町2丁目11-8横山ビル3F）（東京都武蔵野市吉祥寺本町2丁目10-12グリーンハウス伊勢平B1F）（東京都中央区銀座1丁目8番8号三神ALビル2階B号室）（東京都中央区日本橋3丁目7-7日本橋アーバンビル3F）（埼玉県さいたま市大宮区大門町2丁目22-1 Taigaビル4階C号）（神奈川県横浜市西区北幸2-1-22 ナガオカビル6階A室）において業務を実施する。ただし、甲は業務上の必要に応じ、乙に他の場所での業務を実施するように指示することができるものとする。

第3条（業務実施時間）

甲が乙に委託する業務の実施時間は午前10時から午後10時の間で、乙の実施可能な時間とする。ただし、業務上の必要に応じ、甲乙協議の上、業務時間を変更することができるものとする。

第4条（業務委託料）

(1) 甲は乙に対し、1レッスン60分（5分程度の入退出の入れ替えを含む）につき、1,450円の金額を業務委託料として支払うものとする。ただし、乙が定められたレッスン時間に遅刻した場合はそのレッスンの業務委託料は50%とし、乙が当日に無断で欠席した場合は欠席した分のレッスンを振替するとともに無償で1レッスン行うものとする。

(2) 甲の定めた内容のブログを乙が執筆し、その内容を甲が認めた場合には、1本につき該当月の業務委託料に1,650円を加算する。甲の定めたレッスンの予約・講師会への参加など別に定める付帯業務を乙が行った場合には上記の金額に200円を加算し、業務委託料は甲が事前に乙に通知するものとする。

(3) 業務委託料は、甲及び乙の業務を考慮の上、3ヶ月に1回改定する可能性があるものとし、その判断は甲が行うものとする。ただし乙が第2項の付帯業務の1つでも行わなかった場合には、甲はその額を減額することができる。

(4) 委託業務の実施のためにかかる交通費は甲の負担とする。

(5) 業務委託料は、毎月末日締めとし、前月1日から前月末日分を、翌月15日に甲の指定する方法で支払うものとする。ただし金融機関の休業日に当たるときは、直後の甲の営業日とする。

第5条（業務遂行上の特記事項）

1 乙は、下記の内容を遵守するものとする。なお、乙が違反した場合には、甲は状況に応じて、法的措置等に移行するものとする。

(1) 乙は、甲の業務活動、業務方針を妨げない範囲で業務を遂行するものとする。

(2) 乙は、甲が取締役会及び株主総会で決定した事項に従うものとする。

(3) 乙は、甲の建物、物資、備品等に損害を与えた場合、乙の負担で弁償するものとする。

(4) 乙は、甲の社内において個人事業活動及び甲の企画、運営の事業を乙個人の利益追求により妨げる活動はしてはならない。

(5) 乙は、本契約期間中または本契約の終了（理由のいかんを問わない）の日から1年は、甲の承諾なく、甲の顧客の引き抜き行為若しくは第1条1. (3)の甲の許可を得ない告知行為等甲に損害を加える行為（以下「営業毀損行為」という。）をしてはならない。乙が携わっている事業活動へ甲の顧客が参加することも禁ずる。乙が営業毀損行為をした場合、乙は甲に対する営業妨害として、顧客一人当たり現金120,000円の損害賠償の支払及び本契約期間中においては本契約の即時解除の事由になる事を承諾する。

(6) 乙が本業務を円滑に遂行しない場合（規定時間に本業務を遂行しない、甲に無断で本業務を遂行しない場合等）には、甲は乙に対し、甲が負った損害相当額を請求することが出来るものとする。

(7) 前号に定める状況が発生した場合には、乙は顧客に対して十分なフォローを行わなければならない。フォローの方法については甲の指示に従うものとする。

(8) 乙は、甲が本契約において、乙の顔写真等を甲のHP及びパンフレット広告等にて使用することに合意する。なお、乙は本契約解除後においても、乙の顔写真の変更及び削除を請求しないことに併せて合意する。

(9) 乙は、本契約期間中及び本契約の終了（理由のいかんを問わない）の後も甲の顧客である生徒と個人的な連絡（顧客である生徒から来た連絡の場合も含み、理由の如何を問わずSNSやスクール外での交流を含む。）を取ってはならない。乙が携わる事業活動（ファンクラブやワークショップ、オンラインサロン含む。）へ甲の顧客が参加することも禁ずる。ただし、正当な理由があり甲から事前の許可を得た場合はこの限りではない。

(10) 乙は、甲の求めがあるときは、正当な理由がない限り講師会に参加しなければならない。

第6条（秘密保持）

(1) 甲及び乙は、委託業務の実施遂行上知りえた相手方の一切の情報を相手方の事前の書面による承諾なく本契約の目的以外に使用しまたは第三者に開示してはならない。本契約終了後も同様とする。

(2) 乙は、委託業務遂行上知りえた顧客の一切の情報（以下「秘密情報」という。）を秘密として扱うものとし、いかなる場合も第三者に漏洩してはならない。本契約終了後も同様とする。

第7条（競業禁止義務）

乙は甲の事前の書面による承諾を得ずに（かかる承諾は不合理に留保されてはならない）、本契約の期間中はもとより本契約の終了（理由のいかんを問わない）の後、1年間の期間、甲の事業と競業する可能性がある事業に関与し、あるいは、そうした事業を行っている会社その他の組織に役員、従業員、コンサルタントその他形態のいかににかかわらず、関与してはならない。

第8条（契約の解除）

1, 乙が次の各号の一つに該当する場合、甲は本契約を解除出来るものとする。

(1)乙が、頻繁に規定時間に委託業務を遂行せず、業務時間の延長を重ねた場合。

(2) 乙が、甲及び顧客に対して誹謗中傷した場合。

(3)顧客から乙に対してクレームが発生した場合。

(4) 営業上における甲の指示、伝達に対し、乙が明らかに無視または拒否を行った場合。

(5) その他、乙が本契約規定に違反したとき。

2, 前項の規定により本契約の解除がなされた場合において、甲に損害が生じたときは、甲は乙に対して損害賠償の請求が出来るものとする。

第9条（禁止行為）

1, 甲及び乙は、以下に該当する行為を行わないものとする。なお、いずれか一方が下記に反した行為を行った場合、あるいは下記に反する行為を行う恐れがあると相手方が判断した場合、相手方は、相当な期間を定めて催告の上、本契約を解除することができるものとする。

(1) 相手方または第三者の著作権その他の知的財産権を侵害または侵害するおそれのある行為。

(2) 相手方または第三者の財産、プライバシーを侵害し、または侵害するおそれのある行為。

(3) 公序良俗に反する内容の情報、文書および図形等を他人に公開する行為。

(4) 法令に違反するもの、または違反するおそれのある行為。

(5) その他相手方が不適切と判断する行為。

第10条（知的財産権の帰属）

本業務遂行の過程で生じる発明、考案又は創作について、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、回路配置利用権等の知的財産権を受ける権利及び当該権利に基づき取得される知的財産権は、甲に帰属する。

第11条（権利義務譲渡禁止）

甲及び乙は、本契約上の地位並びに本契約から生じた権利及び義務を相手方の事前の書面による承諾なく第三者に譲渡し、あるいは担保に供しないものとする。

第12条（暴力団等反社会的勢力の排除）

- 1, 甲及び乙は、本人及び代表者、役員、社員が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他反社会的勢力に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとする。
- 2, 甲または乙が前項の確約事項に違反した場合、他方当事者は、催告をすることなく本契約を解除することができるものとする。その場合、解除を行った当事者は、相手方に対して何らの損害賠償責任を負わないものとする。

第13条（協議事項）

本契約に定めのない事態が発生したときは、甲、乙誠意を持って協議し、解決するものとする。

第14条（管轄裁判所）

本契約について訴訟にかかわる問題が生じたときの第一審を争う裁判所は、甲の本店所在地を管轄する地方裁判所とする。

本契約を証するため、本契約書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各一通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 株式会社TEN TO SEN

乙

別紙（付帯業務）

第4条（1）ただし書の付帯業務の内容は以下のものとする。

- ・ 予約サイトでの予約管理すること
- ・ 公式ラインの返信対応をすること（メッセージ受信から24時間以内に返信）
- ・ レッスン内での振り返りレッスン録画、共有すること
- ・ 入会手続きを行うこと
- ・ 月謝登録を行うこと
- ・ 月謝の回収確認すること
- ・ レセプションистでの出勤退勤を報告すること
- ・ 請求書・・・毎月5日までに提出すること
- ・ ブログ・・・甲が指定する期間内に3本を執筆し提出すること
- ・ スクール広告業務に協力すること、ただしスクールで撮影した写真や動画は取り下げないこと
- ・ 固定化マップを都度更新すること
- ・ 講師会への参加すること
- ・ スクール運営上必要と判断される場合、合理的な範囲において、校舎長等による面談・打ち合わせに応じること。
なお、当該面談・打ち合わせは付帯業務として取り扱い、原則として別途報酬は発生しないものとする。
- ・ スクールの広報・宣伝活動に関連する撮影（プロフィール写真・動画、インタビュー等）に協力すること
- ・ 前各号に付随し、スクール運営上必要と認められる業務に協力すること
- ・ 担当している生徒が音楽活動で実績をあげられるように常に研鑽すること
(スクールが実績を認めた場合、講師へスクールより報奨金を進呈します)

以上